

出雲市監査委員告示 第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査（産業観光部・出雲市農業委員会・出雲市斐川町農業委員会）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成27年（2015）3月23日

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

監 査 第 1 3 7 号
平成 2 7 年 (2015) 3 月 2 3 日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様
出 雲 市 農 業 委 員 会 会 長 様
出 雲 市 斐 川 町 農 業 委 員 会 会 長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 川 上 幸 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査（産業観光部・出雲市農業委員会・出雲市斐川町農業委員会）を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

産業観光部

産業振興課、商工労働課、観光交流推進課、農業振興課、農林基盤課、森林政策課、水産振興課

出雲市農業委員会事務局、出雲市斐川町農業委員会事務局 以上9課等

第2 監査の範囲

平成25年度(2013)予算の執行状況及び事業の実施状況に基づき、財務に関する事務の執行について重点的に監査を行った。

平成26年度(2014)定期監査テーマ『各部課の主要事業、主要業務』

第3 監査の実施期間

平成27年(2015)1月8日から平成27年(2015)2月25日まで

第4 監査の方法

今回の監査は、監査対象の各課等から、予め監査資料の提出を求め、財務に関する事務の執行の観点からこれらを重点的に審査すると共に、関係職員に対する事情聴取等の方法により実施した。

第5 監査の結果（総括）

提出された監査関係資料、予算執行起案書及び契約書その他関係書類について監査したところ、経理事務を中心とした事務処理については概ね良好であったが、一部において改善・検討を要する処理が見受けられた。

具体的な各課の改善・検討要望事項については、次のとおりである。

【産業振興課】

1 補助金交付要綱が作成されていない補助金交付（『新出雲風力発電所立地補助金』）について

補助金交付要綱の作成については、平成23年度に出雲市包括外部監査人から報告された『包括外部監査結果報告書』において、「補助金交付要綱が作られていないか、または不十分であることの問題」が取りあげられ、「補助金支出の適否以前に、補助金交付要綱が作成されていない、もしくは不十分であること自体が問題である。」とされた。この報告を受けて平成24年3月30日付の総合政策部行政改革推進課作成(現行政改革部)の庁議資料において、「交付要綱が作成されていないものについては、

早急に作成する旨」周知されたところであったが、この補助金は、市と補助金申請者
の間で作成された「確認書」に基づき、「平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 か年
度に、申請者が納付した固定資産税額の累計額に相当する金額（総額約 6 億 1,700 万
円）を、補助金としてこの申請者に平成 22 年度から平成 28 年度の 7 か年度に渡り交
付（各年度の交付上限額は 1 億円）するもの」であるにもかかわらず、補助金交付要
綱が作成されないまま、各年度 1 億円に及ぶ多額の補助金が支出されている。市が支
出する補助金は、反対給付を受けない公金の支出であり、包括外部監査人の言葉を借
りれば、「市の支出のうち、いわゆる「行ったきり」になる支出」であることから、
公金の支出である補助金は、「公益を図るための政策を実現するために設計され、支
出されるものでなくてはならず、そうでなければ補助金支出は認められない。」とさ
れていることから、補助金交付の際には、「当該補助金によって実現しようとして
いる政策の趣旨・目的、政策の趣旨・目的を実現するために設定された要件（補助金
支出要件）、補助金支出の手続、支出金額の算定基準」を規定した補助金交付要綱を
早急に作成し、市がこの補助金を交付することによって何をしたいのかを明確にして
おかなければならないことは言うまでもない。

あわせて、この補助金交付によって市の政策目的が達成できたか否かの検証作業を
適宜行うことも、この補助金という「反対給付を受けない公金支出」にあたっては重
要な作業であることを申し添える。

2 『出雲市補助金等交付規則』に基づかない補助金等の支出（『「出雲産業フェア」実 行委員会負担金』について

出雲産業フェアは、旧出雲市において平成 15 年度から新産業の創出、ビジネスチ
ャレンジ、産学連携を掲げ、地域産業振興を図る目的で開催されており、出雲市は、
平成 22 年度までは主催者の一員として、平成 23 年度以降は、共催者としてこの事業
の主催者の一員である「出雲産業フェア実行委員会」に各年度 700 万円を負担金とし
て支出している。この負担金は、『1 補助金交付要綱が作成されていない補助金交付
（『新出雲風力発電所立地補助金』）について』でも述べたように、「反対給付を受け
ない公金」の支出であり、従って『出雲市補助金等交付規則』第 2 条（3）に規定さ
れた「事業共催の場合の負担金、交付金、助成金その他相当の反対給付を受けない給
付金」に該当することは明白である。加えて、本来補助金等は、その支出に際しては、
この規則により「申請者からの補助金等交付申請を受けて市が補助金交付に該当する
か否かについて審査等を行い、申請者は市からの交付決定通知を受けて事業に着手し、
当該補助事業完了後、速やかに市に対して補助事業等の実施状況を記載した実績報告
書を提出し、補助事業者（申請者）からの補助金等交付請求に基づき補助金を支出す
るもの」であるが、この負担金支出は、これに該当しないとして、補助事業者からのフ
ェア開催前の請求によって、公金を支出している。名称が「負担金」であっても、こ
の負担金は、「反対給付を受けない公金の支出」であることは明らかであるので、名

称に惑わされることなく、その本来の趣旨や目的を見極め、『出雲市補助金等交付規則』に従った事務処理を適切に行われたい。あわせて、この負担金については、『「出雲産業フェア」実行委員会規約』は作成されているものの『負担金交付要綱』は作成されていないので、この機会に『負担金交付要綱』を早急に作成され、それにより負担金の趣旨や目的の達成度等を適確に検証されたい。

なお、このような負担金についての『負担金交付要綱』の作成については、平成23年度に出雲市包括外部監査人から報告された『包括外部監査結果報告書』においても言及されている旨、申し添える。

3 補助金申請時等の適切な書類添付（『出雲市新製品等開発支援事業補助金』および『出雲市新技術・地域資源開発補助事業補助金』）について

この二つの補助金については、補助金の交付認定申請や交付申請に際し、「市税の滞納のない証明」を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されている。

然るに提出された一連の書類を見ると、申請時にこの証明の添付がなく、交付決定通知以降の「市税の滞納のない証明」が添付されたものや、国税の証明を以て審査等を行い交付決定したもの（事後の証明日付の「市税の滞納のない証明」が添付されている。）、以前の別の補助金交付申請時に添付した証明で審査等を行い交付決定を行ったものが見受けられた。そもそも、「市税の滞納のない証明」を申請時に添付する理由は、反対給付のない市費（公金）を補助金として市内の特定企業等に給付するためであるので、申請時点において「市税の滞納のない証明」を添付させることはこの公金支出にあたって当然であり、国税の証明や以前に別の補助金交付申請時に添付された証明では用を成さない。

今後、補助金申請にかかる審査等を行う際は、「添付書類がなぜ必要なのか。」を常に念頭に置きながら適切な事務執行を行われたい。

以上3点について、産業振興課の定期監査執行にあたり要望および改善事項を述べたが、産業振興課は、この度の定期監査で取りあげた補助金以外にも多数の補助金等の所管課であるので、この度取りあげることができなかった補助金等についても、それぞれの『補助金等交付要綱』の内容を再確認し、『出雲市補助金等交付規則』に沿った適正な事務が行われることを強く要望する。

【商工労働課】

1 「出雲ブランド商品」の今後の事業展開について

「出雲ブランド商品」については、「出雲」の持つ「ブランド力」を活用し、企業活動の活性化を図るもので、認定された商品は、おおむね売り上げを伸ばし「出雲」のイメージアップに貢献していると思われる。

しかし、認定件数が減少傾向であることや、認定期間が3年であることから、企

業からの実績報告の比較や情報交換により、制度の発展的見直しも含め、認証効果を高める工夫を継続して行っていただきたい。

また、企業活動の活性化は、雇用や税収の増にもつながるものであることから、大きな可能性を持つ「出雲」のブランド力を、商工振興に大いに活用していただきたい。

2 インキュベーター施設設置運営事業（ゆめショップ支援事業）について

ゆめショップの入居希望者（新規創業希望者）の減少や、入居者が中心商店街での創業につながらない等により、いわゆる「チャレンジショップ事業」であった「ゆめショップ事業」を、平成 26 年度より出雲商工会議所が店舗を管理する「ワークショップ」形式の「まちなか再生事業」へと変換された。

様々な取り組みの努力はあるものの、空き店舗は依然存在している。中心商店街の活性化を、自らの主導的な取り組みで行われることに期待するとともに、廃止となった「ゆめショップ事業」を検証し、今後の新規創業希望者対策を構築される際には、ソフト事業に対する補助を中心とした制度として、事業主体の出雲商工会議所と協議・検討されたい。

【観光交流推進課】

1 コンベンション開催支援事業について

当該事業は、市内へのコンベンションの誘致を推進し、経済波及効果を高め、人的交流の増加や文化の向上を図ることを目的として補助金を交付するものであり、交流人口の増加に繋がるよう、平成 23 年度に施行された合宿補助金も併せ活用してもらいたい。しかしながら、コンベンションに係る補助制度の利用も年々減少し、合宿補助金の利用も僅かである。平成 23 年度から制度改正されているが、状況は変わっていない。一般の観光は通過型のもも多いが、当該事業は確実に市内に宿泊されるものであり、経済波及効果も期待される場所である。現在、再度、制度見直しを検討されているとのことであるが、利用者の意見も参考にし、より活用しやすい補助制度となるよう改善を図るとともに、コンベンションや合宿の誘致のためPR等も更に工夫して実施されたい。

2 観光振興事業について

出雲市地域の祭り支援補助金についてであるが、「出雲市地域の祭り支援補助金交付要綱」第3条第1項各号に補助対象外の経費が規定されている。その中の第1号で「イベント運営に関わるスタッフ等への日当及び費用弁償」は、補助対象外経費になっているが、各地域から提出された実績報告書に添付されている決算書を見ると、当該項目ではなく「事務局員費」という項目で、対象となっているものと対象外のものがあり、決算書の記載では判断が付きにくい。また、当該「スタッフ」や、同条同項第2号の「飲食」の範囲等についても定義が不明確である。他にも「参加団体補助金」

となっているが、実際は「謝礼金」で、当該交付要綱第3条第1項第4号に規定する「他団体への補助金」にはあたらない等、決算書の記載では判断がつかねるものもある。補助金の交付決定や確定を行う際に、補助対象経費かどうか容易かつ公平に判断できるよう改善を図られたい。

また、観光案内所についてであるが、現在、JR出雲市駅の「出雲市文化観光案内所」、大社地域に「神門通り」、「駐車場」、「日御碕休憩施設」の3か所の観光案内所がある。その中で、出雲大社周辺の「神門通り」及び「駐車場」の観光案内所は、入館者数等が順調に推移し、2か所の案内所の合計で、平成24年度は100,840人、平成25年度（大遷宮の年）は、243,895人と飛躍的に伸びたが、出雲市の玄関口にある「出雲市文化観光案内所」は、平成21年度から平成23年度にかけては9千人台で横ばい、平成24年度は10,237人、平成25年度（大遷宮の年）でも12,304人という状況である。出雲市の観光振興、PRに果たす役割は大きいので、観光誘客のため、更に積極的な業務展開を図られたい。

【農業振興課】

農業振興施設の適切な管理について

行財政改革の一環として、「公共施設の見直し」が行われている中で、農業振興課所管施設も例外ではなく、その利用状況から廃止や関係者への移譲など、早期に対処すべき施設が見受けられたので、英断をもって検討されたい。

また、橋波集落活性化施設（橋波ふるさと館）については、その管理方法を定めた規則が見当たらない。「公の施設」であり、その管理方法については規則等で定められたい。

【農林基盤課】

排水機場の管理について

市の排水機場のほとんどは、管理人・操作員を雇用して施設の維持管理を行っているが、斐川支所所管の排水機場で雇用する管理人の賃金単価は、他地域と異なり、また、割増単価の設定がされていない。排水機場という施設の性格上、降水量の多い時期などは勤務が深夜に及ぶこともあり、早急にこれに対応した賃金体系とされたい。

また、管理人が雇用している操作員に対し市が賃金の支払をしているが、雇用責任を明確にするためにも、管理人同様、操作員も市が雇用されたい。

さらに、排水機場の安定的な運用管理を今後も続けるためには、施設を熟知した管理人等の人材確保が必要である。新中央排水機場は、周辺部が海拔ゼロメートルの地域であるため重要な施設だが、管理人のなり手が見つからず市の職員が対応しているとのことである。このことから、管理人の後継者の計画的な養成が急がれると思われる。業務委託も含め、今後の排水機場の管理体制を検討されたい。

【水産振興課】

放流事業の費用対効果と経費の算定について

放流事業について、明確な放流効果を実証するには、様々な問題点があると思うが、補助事業は、その費用対効果が具体的に検証されなくてはならないことから、効果的・効率的な技法の情報収集や研究、長期継続的なデータ分析等を通して、必要な見直しを行いながら事業を実施されたい。

また、放流事業の補助対象経費の算定について、宍道湖漁協に対する補助事業費には、宍道湖の松江市域内で行われる放流事業の経費も含まれていたが、合理的に按分して補助対象経費を決定し補助するよりも、島根県や松江市と事業の整合性を図り、一体化した事業とすることを優先して検討されたい。

併せて宍道湖特産のシジミについては、資源量は回復傾向にあるものの、単価や品質等は、まだ従前の域に達していないとのことだった。漁業者と一体となって、宍道湖シジミのブランド回復に取り組まれたい。